



一般社団法人

とっとり被害者支援センター
Tottori Victim Support Center

とっとり被害者支援センターだより(平成22年2月1日発行) 発行：一般社団法人 とっとり被害者支援センター
〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水2-8 東部運転免許センター2階
☐TEL：0857-28-7830(事務局) ☐相談専用電話：0857-30-0874
☐ホームページ <http://www.t-higaisha.jp/> ☐E-mail t-higaisha@voice.ocn.ne.jp

センターだより

2010 February
vol.3



一般社団法人とっとり被害者支援センター 理事長 落合 潮

新年、あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご家族ともどもお揃いでめでたく新年をお迎えのことかと存じます。

さて、2009年は、前年12月5日に鳥取法務局に設立登記を終え、今回のセンターだよりで報告するとおり本格的に犯罪被害者等の支援活動を開始した年でありました。そこで、2010年における当センターのあり方と目標について展望したいと思います。

その一つは、「犯罪被害者等早期援助団体」として鳥取県公安委員会の指定を受けることであります。当センターが現在行っている警察や検察庁、病院などへの付き添い支援をはじめ、メンタルケアや専門家(法律、医療・福祉など)を希望される方への直接支援は、「犯罪被害者やそのご遺族等から直接センターへ相談を受けた」場合に限り行うことができるものであり、いわゆる受け身の支援であります。一方、「早期援助団体」に指定されますと、「事件を認知した警察は、犯罪被害者等から同意を得た場合に、犯罪被害者等や犯罪被害に関する情報を早期援助団体に提供できる」こととなり、当センターは犯罪被害直後の早い段階から様々な効果的な支援活動を積極的に行うことが出来るようになります。この指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき都道府県公安委員会が、犯罪被害者等を支援する事業が適正かつ確実に実行されると認められる民間の非営利活動組織に対して行うものであります。

その一つは、西部相談所に常勤相談員を配置し、相談日を月曜日から金曜日まで開設できるようにすることであります。現在、西部相談所の開設相談日は、毎週火曜日、午前10時から午後4時までの週1日の運用ですが、昨年1月から12月迄の相談受理件数は東部、中部、西部のなかで西部地区が最も多いという現状を考えれば、西部相談所に常勤相談員を配置して利便性を高めることは早急に実現される必要があると考えます。

いずれにいたしましても、「早期援助団体」の指定を受けるためには、定款をはじめ各種規程の見直し、財政的基盤の整備、相談室等施設の拡張整備などが必要であり、年頭より諸準備を進めているところであります。

本年も引き続き、ご指導ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

最後に、皆様におかれましては本年がご多幸な良き年になるよう祈念申し上げます。